

## 栃木県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

平成19年3月28日  
議会規則第2号

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴証の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日受付で、先着順により、傍聴人受付簿に住所、氏名その他所定の事項を記入の上、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 学生、生徒その他の者が団体を傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が、前項に規定する手続をすることができる。

3 傍聴証の交付を受けた者は、交付を受けた当日に限り傍聴することができる。

### (傍聴証の着用)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証を正面上半身の見やすい箇所に着用しなければならない。

### (傍聴証の交付を受けた者の入場)

第5条 傍聴証の交付を受けた者が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴証を係員に提示しなければならない。

### (傍聴券の返還)

第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

### (傍聴人の定員)

第7条 一般席の傍聴人の定員は、会議の都度、議長が定める。

### (議場への入場禁止)

第8条 傍聴人は、議長が指定した傍聴席以外の場所に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第11条の規定により、撮影又は録音することに付き議長の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を拒否することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席においては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声を発する等騒ぎたてないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 議事の妨害となるような携帯電話等の通信機器類は使用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する処置)

第13条 法第130条第1項及び第2項に定めるもののほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。